第四節　自由職業サービスに従事するスイスの自然人

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するスイスの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事するスイスの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの事業活動であってサービスの提供に係るものに従事するスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

注釈　この(a)及び(b)に規定する活動には、次のサービスの提供に係る活動を含む。

―会計検査サービス

―建築サービス、関連する科学及び技術に関する相談サービス並びに技術試験及び分析サービス

―監査サービス

―事業体の税務計画及び相談サービス

―事業税の申告書類等の作成及び検査サービス

―機械及び工業設備のエンジニアリング・サービス（設置及び保守に関連するエンジニアリング・サービスを含む。）

―航空機に関連するエンジニアリング・サービス（航空機の保守及び修理サービスに関連するエンジニアリング・サービスを含む。）

―金融に関する助言サービス

―経営相談サービス

―研究及び開発のサービス

―ソフトウェアに関する相談サービス

2　1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

付録二　スイスの特定の約束

第一条　適用範囲

この付録には、自然人の移動に関するスイスの約束を定める。この付録の規定は、日本国の者について適用する。

第一節　サービス分野

第二条　自然人の分類に係る定義

1　2及び3に定義する自然人の分類は、この付録の第三条の規定の適用について関連を有する。

2　特定の事業体又は会社内の転勤としてスイスに転任する重要な職責を有する者（企業内転勤者）スイス外にある日本国の特定の事業体又は会社（以下この付録において「企業」という。）が、スイスに設立した支店、子会社又は提携する会社を通じてスイスにおいてサービスを提供する場合において、その企業の被用者である次の(a)及び(b)に定義される者が、当該企業内の転勤としてスイスに転任するときは、当該者。ただし、当該者については、重要な職責を有する者に限るものとし、かつ、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である者に限る。

(a)　役員及び上級管理職

当該企業又はその一部門を主として指示する自然人であって、当該企業の上級役員、役員会又は株主から一般的な監督又は指示のみを受けるもの（当該企業のサービスの実際の提供に関連する業務を直接行う自然人を除く。）

(b)　専門家

高度の資格を有する自然人であって、当該企業のサービス、研究設備、技術又は経営の分野における高度の水準の専門知識を有することにより、特定のサービスを提供するために当該企業内において重要な職責を有するもの

スイスに移動する他の重要な職責を有する者

3　(a)　短期の商用訪問者及びサービスの販売契約の締結に従事する者

(i)　業務上の拠点の設立に責任を負う短期の商用訪問者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であってスイス外にあるものの被用者である自然人が、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合において、当該自然人が2(a)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、スイスに当該企業の業務上の拠点を設立する目的でスイスに入国しようとしている場合に限る。短期の商用訪問者が業務上の拠点の設立に責任を負う者である場合には、当該者については、一般公衆に対してサービスを直接販売し、又は自らサービスを提供してはならない。

(ii)　サービスの販売契約の締結に従事する者

企業によって雇用され、又は委任を受けている自然人が、当該自然人を雇用し、又は委任を与えている当該企業に代わってサービスの販売契約を締結するためにスイスに一時的に滞在する場合には、当該自然人。サービスの販売契約の締結に従事する者については、一般公衆に対してサービスを直接販売し、又は自らサービスを提供してはならない。

(b)　契約に基づくサービス提供者

(i)　企業の被用者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であってスイス外にあるもの（中央生産物分類（以下この付録において「CPC」という。）八七二に定義するサービスを提供する企業を除くものとし、かつ、スイスにおいて実質的な事業活動に従事する別の企業とサービス契約を締結している企業に限る。）の被用者である自然人が、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合において、当該自然人が2(b)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、当該企業に代わって、(b)に掲げるサービス分野の自由職業家としてスイスにおいてサービスを提供する者に限るものと